

～令和7年度 収支内訳書の手引き～

農業、営業等、不動産所得の計算方法

[収入金額]-[必要経費]-[専従者控除]=[所得]

※平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象が拡大されました。

農業所得(農業用)

＜収入金額の例＞

- ①販売金額 農作物、果樹等を栽培し販売した金額
- ②家事消費 自分で食べたり、人にあげたりした分の金額
収穫したときの生産者価格(販売額)から計算します。

＜必要経費の例＞

種苗代、肥料代、農具代、農地の固定資産税、軽トラックの軽自動車税など

☆トラクターなどの減価償却費が残っている場合でも、収入金額がなければ経費のみを申告することはできません。

★収支内訳書を記入する前に、まずは1年分の収入と必要経費を項目ごとに集計してください。

★領収書は返却いたしませんので、郵送しないでください。

(収支内訳書があれば領収書の提出は不要ですので、ご自宅で保管してください。)

営業等所得(一般用)

＜収入金額の例＞

卸売業、小売業、製造業、建設業、飲食店業、サービス業、大工、外交員、集金人、内職、漁業など

＜必要経費の例＞

商品の原価、店舗の家賃など

※家内労働者等の必要経費の特例について

家内労働者等とは、家内労働法に規定する家内労働者や、外交員、集金人、電力量計の検針人のほか、特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人をいいます。

これに該当する人は次のうちいずれかを経費にすることができます。

- (1) 実際にかかった経費
- (2) 550,000円ー給与収入金額ーその他の雑所得の経費、家内労働以外の事業所得等の経費
特例の適用を受ける場合は、裏面の記入例とあわせて「市県民税申告書」の①の所得金額を記入する欄に(特)、備考欄に「措法27」と書いてください。

不動産所得(不動産用)

＜収入金額の例＞ 土地、建物、駐車場の貸付けによる収入

＜必要経費の例＞ 火災保険料、修繕費、借地・借家の固定資産税など

＜減価償却費＞

建物や機械などの資産については、使用可能期間が1年以上かつ取得価額が10万円以上のものは取得価額を決められた年数で分割し、経費に計上します。

詳しい計算方法については、購入年月、金額、用途などを明らかにして、職員におたずねください。

＜事業専用割合＞

建物や機械など事業と家事の両方で使用する場合は、事業で使用した割合のみ必要経費にすることができます。具体的な例は裏面をご覧ください。

＜専従者控除＞

生計を一にする配偶者、その他の親族に給与を支払っても「雇人費、給与賃金」として経費に算入することはできません。配偶者、その他の親族が一定期間以上事業に従事している場合は、給与の支払の有無にかかわらず次のとおり控除を行うことができます。

専従者控除になるのは、次のうちいずれか少ないほうの金額です。

(1) 一人あたり500,000円(配偶者は860,000円)

(2) 事業に係る所得金額÷(事業専従者+1)

※ 不動産所得は事業規模で行われている場合のみ専従者控除を行うことができます。

※ 専従者控除額は事業専従者の給与収入金額とみなされます。

